

令和3年度 第三者評価事業について

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

新型コロナウイルスの感染が終息していない状況における第三者評価事業の取り組みについて、支援機構としての考え方は下記のとおりとする。

1. 方針

- ・受診事業所、評価機関の双方において、新型コロナウイルスの感染予防に最大限の注意を払い、対策を十分に行ったうえで、第三者評価（訪問調査）を実施する。
- ・京都府が国の緊急事態宣言の対象となった場合や京都府独自の緊急事態宣言が発令された場合、または支援機構が中止と判断した場合は、訪問調査はすべて中止とする。
- ・感染拡大状況により、事業実施の見直しを図る。

2. 受診申込の受付

- ・新型コロナウイルスの影響により年度内に実施できる評価件数が制限される場合があるため、受診申込を受付できない場合があることを明示する。
- ・新型コロナウイルスの感染状況次第では、申込受付を停止する。

3. 定期的な評価受診（3年以内に受診）の取扱い

- ・「令和元年度（令和2年1月～3月）に受診予定だったが延期になった事業所」および「令和2年度に3年目となる事業所」については、新型コロナウイルスの影響により評価受診が令和3年度に延期になった場合でも令和4年3月31日までに受診した場合は、定期的な評価受診をしているものとして取り扱う。その場合、延期後の評価受診日から3年以内に次の評価を受診すれば定期的な評価受診となる。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
評価受診	前回			延期	→ 今回*			次回

※3年以内の受診として取り扱う

- ・他の制度や事業（きょうと福祉人材育成認証制度、指導監査、居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算など）に関連する定期的な評価受診について、本機構としては、行政等に対して柔軟な取り扱いをお願いしている。

4. 訪問調査

- ・訪問調査については、別紙「新型コロナウイルスに関する訪問調査の対応について（案）」を受診事業所、評価機関に周知し、感染防止対策等を行った上で実施する。
- ・実施にあたっては、受診事業所の意向を確認し、柔軟に対応する。
- ・各評価機関において訪問調査実施にかかるガイドライン等の作成を依頼する。
- ・新型コロナウイルスに関する対応で、評価機関と受診事業所の間でトラブル等が発生した場合は、支援機構が調整等を行う。

第三者評価事業 新型コロナウイルスに関する訪問調査の対応について

令和3年6月

この間、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構として、新型コロナウイルス感染症流行下における第三者評価実施方法等についてお知らせしてきました。

令和3年度の第三者評価の実施においては、下記のことに対応し、実施していただきたいと存じます。ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

1. 訪問調査の実施について

- ・基本的には予定通り訪問調査を実施することとしますが、実施にあたっては事業所、評価機関の双方の同意が必要です。
- ・事業所の感染対策等で訪問調査の受け入れが難しい場合、評価機関の調査者に感染の疑いがある場合等は、延期・再調整とします。状況によっては訪問調査直前であっても、日程変更等には柔軟に対応します。
- ・京都府が国の緊急事態宣言の対象となった場合や京都府独自の緊急事態宣言が発令された場合、または支援機構が中止と判断した場合は、訪問調査は中止とします。
- ・評価の質の担保、過年度の評価との公平性等から、訪問調査で実施する事項の変更（例：見学やヒアリングの省略）、調査者の人数の変更等は、認められません。ただし、下記の事項については、代替方法として認めます。

※代替方法

- 1) 施設見学：見学の人数を1名減らすこと。
- 2) ヒアリング：利用者ヒアリング、職員ヒアリングは非接触（顔が見えるオンライン・テレビ電話等）での実施を可とします。
ただし、ライブ形式でなければならないこと。また、ヒアリングを受ける利用者、職員の発言のプライバシーを確保すること。
- 3) 昼食：利用者と調査者が昼食を一緒に行う必要はありません。

2. 訪問調査の実施にあたっての留意点

第三者評価事業によって、施設等に新型コロナウイルスが流行することは避けなければなりません。そこで、下記に留意するとともに、これらのことを評価機関・調査者と事業所で共有しておいてください。

《評価機関・調査者》

- ・評価機関は、『感染症流行時における訪問調査に関するガイドライン』（以下、『ガイドライン』）を作成し、事業所に提示してください。
- ・支援機構から訪問調査中止の連絡があった時は、直前であっても速やかに中止してください。
- ・『ガイドライン』への記載の有無に関わらず、下記に該当する調査者は、訪問調査に参加しないでください。これにより、当日の調査者の人数が足りなくなる場合は、調査を中止してください。

【調査に参加できないケース】

- ・感染者になった時
 - ・倦怠感や発熱等、疑わしい症状がある時（調査日前、おおむね1週間内）
 - ・濃厚接触者となった時
 - ・同居する人が濃厚接触者となった時
 - ・PCR検査等の結果が出ていない時
 - ・その他、感染の恐れがある時
- ・調査者は訪問調査当日の朝に検温を行い、発熱又は、咳・咽頭痛（軽度の場合を含む）等の症状が認められれば調査を中止してください。訪問調査時には、マスクを正しく着用し、手指の消毒等、感染対策に気を付けてください。
 - ・施設見学や職員・利用者ヒアリングなど、職員や利用者との接触が発生する場面では、十分な距離の確保、施設内でのオンラインの活用など、濃厚接触にならないような方法で実施してください。特に利用者ヒアリングを対面で行う場合は、フロアではなく別室で実施するなど、配慮してください。
 - ・訪問調査前の10日間は、体調管理に努めるとともに、感染者が多い地域や感染リスクの高い場所（3つの密に相当する場）には行かないようにし、感染予防に留意してください。

《事業所》

- ・調査者への検温、消毒薬の準備等、十分な感染症対策を行ってください。
- ・訪問調査を行う場所は、可能な限り人と人との距離が確保できるスペースを用意してください。利用者ヒアリングを対面で行う場合は、フロア以外の部屋を用意してください。
- ・定期的な換気を行い、対面にならないよう互い違いに座るなど、3つの密（密閉・密集・密接）を回避するようにしてください。
- ・見学、職員ヒアリング等、訪問調査で実施すべき項目については、省略することはできません。

3. 評価審査委員会について

- ・評価結果の決定にあたっては、通常通り評価審査委員会を開催します。
- ・倦怠感や発熱等、疑わしい症状があり委員の出席が難しい場合、適切な環境（広さ、風通し等）の会場が確保できない場合は、オンラインによる対応を可とします。

4. その他

- ・調査員が、調査日以降2週間以内に新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに事業所にその旨を伝えてください。
- ・また、調査日に同席する等した事業所職員が、調査日以降2週間以内に新型コロナウイルスに感染した場合には、速やかに評価機関にその旨を伝えてください。